食安輸発0425第1号 平成25年4月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (タンザニア産ごまの種子のイミダクロプリド)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け 食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年4月22日付け食安輸発0422第1号)に基 づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、タンザニア産生鮮ごまの種子において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
				輸出者及び包装者
		ごまの種子及びその加工	残留農薬	DAST ENTERPRISES INC
平成25年4月25日	タンザニア	品(簡易な加工に限る。)	(イミダクロプ	(アラブ首長国連邦)
			リド)	②H S IMPEX LTD
				(タンザニア)